茨 教 互　第２７０号
令和８年１０月３０日

現職会員　各位

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長
（　公　印　省　略　）

給付金受取口座の変更について（依頼）

本会の事業につきましては、日頃よりご協力をいただき感謝申し上げます。

さて本会では各種給付金振込の振込手数料を負担しておりますが、令和６年度より金融機関から振込手数料引上げの申し入れがあり、本会事務局内で協議を重ねた結果、令和７年４月以降、段階的な引上げに応じている状況で、現在も令和９年度以降の水準について協議を行っています。

つきましては、**手数料負担軽減のため、今後下記のとおり給付金送金時の取り扱いを変更します**ので、ご希望の給付時期を踏まえた口座変更についてご検討のうえ、口座変更を希望する場合は申請手続きをお願いします。本件の依頼は、手数料負担軽減を目的としたものであり、特定の金融機関との取引を推奨する意図や目的ではありません。なお今後の状況次第では、「振込手数料本人負担」や「給付事業の見直し」など検討が必要になる可能性があることを申し添えます。

記

１　給付金の振り込みについて		変更前(～令和９年３月)	**変更後(令和９年４月～)**	
↓給付金受取指定口座↓(普通預金)		すべての給付	医療費・家族療養費 入院見舞金	その他給付
①中央労働金庫　本支店	**手数料無料**	毎月給付	毎月給付	毎月給付
②常陽銀行　県庁支店		毎月給付	毎月給付	毎月給付
③常陽銀行　本支店 ※ （県庁支店以外の普通預金口座）	手数料有料	毎月給付	**年１回給付** **（3月締めで4月にまとめて給付）**	毎月給付
④その他の金融機関		毎月給付	**年１回給付** **（3月締めで4月にまとめて給付）**	毎月給付

※③の口座を既にお持ちの場合、②の口座は新規作成できません。

２　変更日：③、④の方は、令和９年４月給付発生分から給付金の支給方法が変更になります。
（令和９年３月までに発生した給付は従来通り給付します。）

３　登録口座変更方法　：　現在 →『公立学校共済組合の指定口座＝教職員互助会給付金受取口座』
提出書類　：　**別添『給付金受取口座申請書』**を互助会事務局に送付してください。
受付開始　：　**令和８年11月２日（月）から**
口座変更　：　**令和９年　４月１日（木）から**
（注）上記申請書を提出した方・・・公立学校共済組合の指定口座は変更となりません。

４　その他：新規採用者につきましては、入会時の手続きは従来通りとなります。今後新採会員が口座変更を希望される場合は、「新採教職員生活サポート金」請求時に上記の申請書を一緒に送付してください。口座登録状況の確認につきましては、互助会へお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞一般財団法人茨城県教職員互助会　業務課
TEL029-301-6111　　FAX029-301-6129

記入日　令和　　年　　月　　日

一般財団法人茨城県教職員互助会　給付金受取口座申請書

職員番号	所属所コード	所属所受付印	互助会受付印
会員氏名	所属所名		

一般財団法人茨城県教職員互助会からの給付金は、下記の口座に振り込み願います。

申請口座	金融機関名	金融機関コード	支店名	支店コード
	口座種別	口座名義（カナ）	口座番号	
	普通	※振込口座は、必ず本人名義の口座を指定してください。		

上記のとおり申告します。

一般財団法人茨城県教職員互助会理事長　殿

令和　　年　　月　　日

会員氏名　　印

上記の事項は、事実に相違ないものと認めます。

令和　　年　　月　　日

職名

所属所長

氏名

職印

チェック No	入力チェック

＼令和９年４月より、給付金送金の取り扱いを変更いたします／

登録口座変更のお願いについて



取扱い金融機関より振込手数料の引き上げ要請があり、協議を重ね、令和7年4月から段階的な引き上げに応じている状況です。今後の状況次第では、振込手数料本人負担や給付事業の見直しを検討する必要があります。

つきましては、振込手数料負担軽減のため、令和9年4月から給付金送金の取扱いを変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

どのように変更されるの？

令和９年３月まで

すべての給付 ➡ 毎月給付

中央労働金庫・常陽銀行県庁支店 以外の会員は
医療費・家族療養費・入院見舞費が
年１回 へ変更となります！
（3月締めで4月にまとめて給付）

令和９年４月から

○医療費・家族療養費・入院見舞費

- 中央労働金庫 常陽銀行県庁支店 ➡ 毎月給付
- 常陽銀行県庁支店以外 その他金融機関 ➡ **年１回**

○上記以外の給付 ➡ 毎月給付

例えば…？

～中央労働金庫を登録口座にしたＡさん～

毎月給付される！

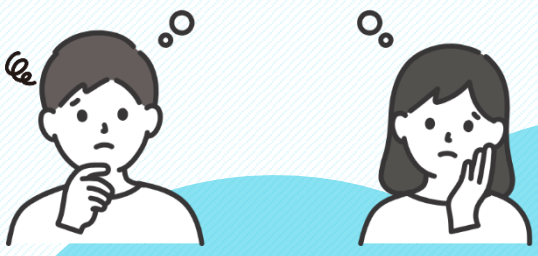




Ｒ９年４月 診療の医療費 ➡ **Ｒ９年７月**に給付

Ｒ９年４月 請求の眼鏡補助 ➡ **Ｒ９年５月**に給付

医療費は
年１回 かぁ…



～常陽銀行土浦支店のままのＢさん～

Ｒ９年４月 診療の医療費 ➡ **Ｒ１０年４月**に給付

Ｒ９年４月 請求の眼鏡補助 ➡ **Ｒ９年５月**に給付

事業ごとの給付について

～毎月給付するもの～

人間ドック・配偶者ドック・脳ドック　眼鏡等補助　リフレッシュ助成　新採教職員生活サポート金
就学祝金　結婚祝金　出産費　配偶者出産費　育児支援助成　傷病手当金　弔慰金
家族弔慰金　災害見舞金　退会一時金（退職時のみ）　60 歳総合検診（受診時自動差引）
茨城空港リフレッシュ助成　いばらき出会いサポートセンター入会助成　生活資金貸付金

～口座によって給付時期が変わるもの～

医療費　家族療養費　入院見舞金

中央労働金庫・常陽銀行県庁支店は　すべて毎月給付！

常陽銀行県庁支店以外・その他金融機関は

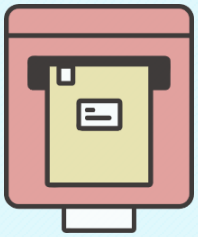
医療費・家族療養費・入院見舞金は　年１回　の給付！

口座の変更方法について

ホームページから様式「給付金受取口座申請書」をダウンロード＆記入



所属長の押印をもらい互助会へ郵送



互助会到着後１ケ月後



口座変更完了！

11 月から受付開始となります！

変更した口座が反映されるのは 4 月からとなります！

郵送・問合せ先

〒310-8588　茨城県水戸市笠原町 978-6　県庁舎 23 階
一般財団法人茨城県教職員互助会　業務課　口座変更担当　029-301-6111